

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 〒399- [REDACTED]

(ふりがな) ながのけんこまがねし [REDACTED]

(住 所) 長野県駒ヶ根市 [REDACTED]

(ふりがな) [REDACTED]

(名 称) [REDACTED]

(ふりがな) [REDACTED]

(氏 名) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

- ・ 消防救急無線は、平常時において利益等を考えて使用しているものではなく緊急、災害時等の非常通信の一つの手段として使用している方法であり、「国民の生命、身体、財産を保護」するために緊急であり、重要な無線通信であるため電波利用料の適用除外とすべきだと思います。
- ・ 消防無線のありかたも、昔の地方公共団体の一つの消防機関が使用していると言うような考え方から、近代では広域大災害時に対応している緊急消防援助隊等の活躍にも見られるように、活動も広域化しており昔の消防機関と性格的なものも変わってきている（警察無線と同様）ので現行どおり減免を行っていくべきではないのか。